



I 2020年改正個人情報保護法 施行令・施行規則の主要ポイント
II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2021年
4月19日号

I. 2020年改正個人情報保護法 施行令・施行規則の主要ポイント

執筆者: 河合 優子、服部 真智

2020年(令和2年)改正個人情報保護法(以下「改正法」)が2022年4月1日に全面施行される。また、2021年3月24日には、改正法の施行令及び施行規則(以下「改正施行令」及び「改正規則」)が公布された。これらに伴い、現在、各事業者は、改正法への対応について検討・準備を進めている段階にあると思われる。本ニュースレターでは、特に事業者の関心が高いと思われる漏洩等報告・通知、個人関連情報、越境移転、法定公表事項の4項目について、改正施行令・改正規則の主なポイントを紹介する。

1 漏洩等報告・通知

改正法の下では、一定の個人データの漏洩等の場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人に対する通知が義務づけられる(改正法22条の2)。改正規則は、その詳細を定めている。

(1) 報告・通知義務

「個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」として報告・通知が義務付けられるのは、個人データの漏洩、滅失又は毀損(以下「漏洩等」)のうち、以下の場合である(改正規則6条の2)。

- | |
|-------------------------------------------------------------|
| ① 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある場合 |
| ② 不正に利用されることにより財産的被害が発生するおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある場合 |
| ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある場合 |
| ④ 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある場合 |

改正施行令及び改正規則に関する意見募集結果で示されている考え方(以下「パブコメ回答」)によれば、クレジットカード番号の漏洩等は、対象のデータが1件であっても、上記②に該当するため、通知・報告が必要となる。

もともと、高度な暗号化等の措置がされた個人データについては、上記①～④から除かれる(改正規則6条の2第1号括弧書)。当該データは、漏洩等が発生した場合においても、権限のない第三者が見読することを困難にする措置として有効であり、現行法の告示に基づく報告制度においても「高度な暗号化等の秘匿化」がされた個人データは報告の対象外とされていること等が考慮されたと思われる。そこで、事業者によっては、漏洩等の報告・通知義務との関連で、保有する個人データのセキュリティレ

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

ベルを見直す余地があるかもしれない。今後、高度な暗号化等の措置の具体例はガイドライン等で示されると考えられる。

(2) 報告事項

改正規則によれば、個人情報取扱事業者が報告・通知義務を負う場合の報告事項は、以下のとおりである(改正規則 6 条の 3 第 1 項)。改正規則には報告書の様式が添付されている。

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | 概要 |
| ② | 漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 |
| ③ | 漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 |
| ④ | 原因 |
| ⑤ | 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 |
| ⑥ | 本人への対応の実施状況 |
| ⑦ | 公表の実施状況 |
| ⑧ | 再発防止のための措置 |
| ⑨ | その他参考となる事項 |

(3) 報告・通知の方法

個人情報保護委員会への報告は、速報と確報の二段階で行う必要がある。具体的には、個人情報取扱事業者は、上記(1)①～④に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する上記(2)①～⑨の報告事項のうち当該時点において把握しているものを報告し(速報。改正規則 6 条の 3 第 1 項)、かつ、30 日(上記(1)③の事態の場合は 60 日)以内に、各報告事項を報告する必要がある(確報。改正規則 6 条の 3 第 2 項)。パブコメ回答によれば、個人情報取扱事業者が改正法 22 条の 2 第 1 項の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くした上で、当該 30 日又は 60 日の期限までに一部の事項が判明していない場合には、報告の内容を追完することも許容されるようである。

また、個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた個人情報取扱事業者が委託元の個人情報取扱事業者に通知する場合(改正法 22 条の 2 但書)のタイミングも、「速やかに」と定められた(改正規則 6 条の 4)。これらの「速やかに」について、具体的な目安等がガイドライン等で示されることが期待される。

本人への通知については、改正規則により通知事項が定められた。具体的には、個人情報取扱事業者は、上記(1)①～④に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、上記(2)①②④⑤⑨に掲げる事項を本人に通知する必要がある(改正規則 6 条の 5)。なお、2020 年 10 月 30 日の個人情報保護委員会において、本人への通知事項・通知方法に関しては、「通知事項について、本人が事態を適切に理解するために必要な事項を規則で定めた上で、通知方法と併せて、本人にとってわかりやすい形となるようガイドライン等で例示すべきではないか」¹との提案がされている。

2 個人関連情報の第三者提供

(1) 個人関連情報

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう(改正法 26 条の 2 第 1 項括弧書)。具体例としては、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、Cookie 情報等が挙げられる。

(2) 第三者への提供を行う際の確認

個人関連情報取扱事業者は、第三者(提供先)が個人データとして取得することが想定される個人関連情報について、あらかじめ以下①(ただし、外国にある第三者への提供の場合は①及び②)の確認をしないで、当該第三者に提供してはならない(改正法 26 条の 2 第 1 項)。改正規則は、その確認方法を示している(改正規則 18 条の 2)。改正法と改正規則によれば、これらの確認事項及び確認方法は、原則として、以下のとおりである。

- ① 確認事項: 当該第三者が当該個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨

¹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201030_roueitouhoukoku.pdf

の、当該本人の同意が得られていること(改正法 26 条の 2 第 1 項 1 号)

確認方法: 当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法(改正規則 18 条の 2 第 1 項)

- ② 確認事項: 外国にある第三者への提供の場合で、①の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国における個人情報保護に関する制度等の参考情報(※後記 3(1)の各情報と同一である。)が本人に提供されていること(改正法 26 条の 2 第 1 項 2 号)

確認方法: 当該情報提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法(改正規則 18 条の 2 第 2 項)

「その他の適切な方法」の具体例は、今後ガイドライン等で示されるものと思われる。なお、①については、パブコメ回答によれば、提供元は、特段の事情のない限り、当該第三者の申告内容の真正性や正確性まで独自に調査する必要はないとされている。

(3) 第三者への提供に伴う記録義務

提供元である個人情報取扱事業者は、上記確認を行った場合は、以下①乃至④の事項に関する記録を作成しなければならない(改正法 26 条の 2 第 3 項、26 条 3 項、改正規則 18 条の 4)。

- ① 上記(2)①及び②の確認を行った旨
- ② 個人情報提供した年月日(記録を一括作成する場合は当該期間の初日及び末日)
- ③ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- ④ 当該個人情報項目

また、提供先である個人情報取扱事業者は、個人データとして取得した当該情報について、記録義務を負う(改正法 26 条 3 項、改正規則 17 条 1 項 3 号)。提供元とは異なり、当該個人データによって識別される本人の氏名等も記録する必要がある。

3 越境移転

(1) 本人同意に基づく越境移転

改正法の下では、個人情報取扱事業者は、本人同意に基づいて外国にある第三者への個人データの提供を行う場合、本人同意の取得時に、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置その他本人に参考となるべき事項を当該本人に提供しなければならない(改正法 24 条 2 項)。改正規則 11 条の 3 第 2 項は、これを具体的に次のとおり示している。

- ① 当該外国の名称
- ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- ③ 当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報

上記①が特定できない場合には、①②に代えて、①が特定できない旨及び理由並びに上記①に代わる参考情報があればそれを提供する(改正規則 11 条の 3 第 3 項)。また、上記③が提供できない場合には、③に代えて、③を提供できない旨及び理由について情報提供する必要がある(同 4 項)。

また、パブコメ回答によれば、上記②の「適切かつ合理的な方法」として、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、日本又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法が考えられる。②③は、日本の改正法との本質的な差異を本人が認識できる程度の内容・粒度を想定しているようであるが、ガイドライン等で具体例が示されることが望まれる。

(2) 体制整備要件に基づく越境移転

個人情報取扱事業者は、体制整備要件に基づき外国にある第三者へ個人データを提供した場合には、①当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、②本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない(改正法 24 条 3 項)。改正規則 11 条の 4 第 1 項及び 3 項は、この点について以下のとおり具体的に示した。

- ① 第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置
- (a) 当該第三者による相当措置の実施状況並びにその実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること
 - (b) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは個人データの当該第三者への提供を停止すること
- ② 本人の求めに応じて提供する、必要な措置に関する情報
- (a) 当該第三者による体制整備の方法
 - (b) 当該第三者が実施する相当措置の概要
 - (c) 上記①の定期的な確認の頻度及び方法
 - (d) 当該外国の名称
 - (e) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
 - (f) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
 - (g) (f)の支障に関して上記①(b)により個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

上記①(a)の定期的な確認とは、パブコメ回答によれば、年に1回程度の確認が念頭に置かれているようである。

上記②(a)の例としては、移転先との間の委託契約が挙げられる。その場合、上記②(b)として、当該委託契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、個人データの第三者提供の禁止等を定めていることを示すことになると思われる。上記②(e)は、政府が特段の制限なく民間事業者の保有する個人情報にアクセス可能である場合等が挙げられる。

4 法定公表事項

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、一定の事項について本人の知り得る状態に置かなければならないところ(改正法 27 条 1 項)、当該事項に、「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」が追加された。ただし、知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものは除かれる(改正施行令 8 条 1 号)。

かかる事項をプライバシーポリシー等で公表することを検討している事業者においては、改正施行令の当該記載のみでは、まだ具体的な文言を確定できないと思われる。事業者に対する予測可能性確保の観点から、今後、ガイドライン等において、公表事項及び支障を及ぼすおそれのあるものの例示を行うことが予想される。各事業者においては、自社における安全管理措置の内容を整理しつつ、今後のガイドライン等の改正も注視する必要がある。

以上



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.kawai@nishimura.com

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



はっとり まち
服部 真智

西村あさひ法律事務所 弁護士
m.hattori@nishimura.com

2019 年弁護士登録。2016 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2018 年慶應義塾大学法科大学院修了。国内外 M&A 案件、コーポレート案件、個人情報保護その他一般企業法務全般に広く携わる。

Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、河合 優子、五十嵐 チカ、菊地 浩之、菅 悠人

1. 米 国

2020年8月14日に発効したCCPA(カリフォルニア州消費者プライバシー法)規則([当事務所 個人情報保護・データ保護規制 ニュースレター2020年8月27日号参照](#))が改定され、2021年3月15日に発効した。

今回の改定においては、主に、個人情報の売却についてのデータ主体のオプトアウトの権利・手続きに関する規律が明確化された。具体的には、事業者がデータ主体に対して上記オプトアウト権を告知するにあたり、二重否定を用いた表現を行う等、データ主体に混乱を生じさせ得る告知方法が明示的に禁止され、また、オプトアウト権の行使にあたり、データ主体から、必要性の認められない個人情報を追加的に取得すること等も明示的に禁止された。加えて、事業者がオフラインの手段によって個人情報を取得する場合(イベント会場・ホテル等において対面で取得する場合や電話で取得する場合等)には、上記オプトアウト権の告知もオフラインの手段(例えば、行使方法を記載した紙面を提供する、電話において直接告知する等の方法)により告知されなければならない旨が明確化された。

2. 中 国

2021年3月12日、「一般的類型のモバイルインターネットアプリケーション(App)に必要な個人情報の範囲の規定」(中国名「常見类型移动互联网应用程序(App)必要个人信息范围规定」)が公布された。2021年5月1日に施行予定である。

本規定における必要な個人情報とは、アプリの基本的な機能サービスの正常な運用を保障するために必要な個人情報を指し、当該情報がなければアプリは基本的な機能サービスを実現することができないものと定められていて(3条前段)、地図ナビゲーション、オンライン配車等を含む39種類の一般的なアプリに必要な個人情報の範囲をそれぞれ具体的に定めている。なお、ユーザーが必要な個人情報ではない個人情報の提供に同意しない場合においても、アプリは、ユーザーがその基本的な機能サービスを利用することを拒絶してはならないと定められている(4条)。

3. 欧 州

(1) 欧州データ保護評議会(EDPB)は、2021年3月12日、[バーチャルボイスアシスタントに関するガイドライン](#)を公開し、意見募集手続に付した。本ガイドラインには、音声による指示に従って作動するバーチャルボイスアシスタント機能・サービスに関するデータ保護法上の留意点がまとめられており、例えば、バーチャルボイスアシスタントに関する個人データの処理については、①(音声による指示を実行するために必要な場合など)個人の明確な要求に応じてサービスを提供するために必須となる場合を除いては、データ主体の同意を得る必要があることや、②必要な期間(例えば、音声による指示を実行する目的でのみ処理する個人データについては、音声による指示を実行するまでの期間)が経過したら個人データを消去する必要があること等が定められている。

(2) ドイツ・バイエルン州のデータ保護当局は、2021年3月15日、標準契約条項(Standard Contractual Clauses)に基づき、米国に拠点を置くマーケティングサービスを介して、ドイツから米国へEメールアドレスを移転するに際し、いわゆる [Schrems II 判決](#)でその必要性が確認された補完的措置の要否及びその内容に係る評価を怠ったとして、当該データ移転は、GDPR 44条等に反し、違法であると判断した。当該マーケティングサービスを介したデータ移転が中止されたことなどを踏まえ、データ輸出者に対する罰金は課されなかったものの、EUからの個人データの越境移転に際して補完的措置が不十分であった場合の制裁リスクについては引き続き動向を注視する必要がある。

4. シンガポール

シンガポール個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2012)の改正法(Amendments to the Personal Data Protection (PDP Act))が施行されたことに伴い、2021年3月15日付で、①データブリーチ対応に関するガイドライン(Guide on Managing and Notifying Data Breaches under the PDP Act)及び②エンフォースメントに関するガイドライン(Guide on Active Enforcement)がアップデートされた。アップデートは、いずれも、改正法で追加された条項に関するもので、①データブリーチ対応に関するガイドラインについては、データブリーチ発生時の通知義務に関する記載が、②エンフォースメントに関するガイドラインについては、自主的措置(voluntarily undertaking)、早期決定手続及び違反時の制裁金に関する記載が追加された。

5. タイ

デジタル経済社会大臣が、2021年5月末まで全面施行が延期されているタイ個人情報保護法の全面施行時期の再延期を検討している旨の発言をしたと報道されている。もっとも、当該発言については、デジタル経済社会省の公式発表ではなく、2021年4月10日時点では、同省より再延期の公式発表は行われていない。

6. イスラエル

- (1) コロナワクチンの非接種者の情報をイスラエル健康省が地元(地方)当局等と共有可能とするための法改正が検討中であることは、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2021年3月29日号](#)でも紹介したが、イスラエルの最高裁判所は、[地方当局及び教育労働省への個人情報の開示を禁止する保全命令](#)を発令した。一方、健康省は地方当局へ非接種者の個人情報を移転し、地元当局がワクチン接種を奨励する際の手続案を公表しており、引き続き動向を注視する必要がある。
- (2) イスラエル政府がサイバー攻撃対策として国家機関に官民の組織のコンピュータシステムを操作(operate)する権限を付与する草案を検討していることは、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2021年3月29日号](#)でも紹介したが、同政府は[草案の改訂版](#)を公表した。主なポイントは、以下の通りである。
 - 国家サイバー総局(National Cyber Directorate(NCD))が、官民の組織に対してコンピュータシステム上で特定の行動をとるように指示するためには、あらかじめ裁判所の決定を経る必要がある。
 - 裁判所の決定は、NCD が当該組織と連絡を取り、NCD の要求する行動の必要性及び根拠を説明し、問題となっているサイバー攻撃に当該組織が自ら対処するのに十分な機会を与えた後に初めて発令可能となる。
- (3) プライバシー保護庁(Privacy Protection Authority)は、「データ最小化」(Data Minimization)に関する[ポリシー・ペーパーの草案](#)を公表し、2021年4月29日までパブリック・コメントに付されている。草案では、データ取扱者は、データベース保有の目的にとって必要かつ適切な最小限度の範囲でのみデータを取り扱うべきとする「最小化原則」を導入・運用すべきことが定められている。また、データ主体から要請されたにもかかわらず、個人データの刷新や訂正に応じない場合、過剰な(excessive)データ保有にあたることも示唆されている。

なお、イスラエルでは、2018年以來、データベース所有者は年に1回、過剰な個人データの保持の有無を調査することが既に義務づけられているが、同庁はさらに年数回の調査実施を推奨している。

7. トルコ

トルコ競争当局は、WhatsApp が、Facebook 及びその関連企業とのデータ共有について利用者に同意させるようプライバシーポリシーを変更したことについて、2021年1月11日、かかる変更を中断させ、変更されたプライバシーポリシーを承諾した可能性のある全ての利用者に対し、中断について告知させる[暫定的措置](#)を採った。競争法上の観点に基づく措置であるが、過剰なデータ収集及び収集されたデータの他サービスでの利用が消費者の搾取に該当する可能性がある等の言及もあり、競争当局がデータ保護と競争法の共通領域について検討した最初の実例とされている。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.iwase@nishimura.com

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

a.matsumoto@nishimura.com

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社へ出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.kawai@nishimura.com

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



いがらし ちか
五十嵐 チカ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

c.igarashi@nishimura.com

1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2020年米国 ACAMS 公認 AML スペシャリスト(CAMS)登録。2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部執務。金融機関を含む企業のコンプライアンス、ガバナンス、リスク管理、マネー・ロンダリング対策、国内外の各種規制および当局対応ならびに紛争対応を中心とし、顧客情報やデータ保護に関する企業の体制構築や事案対応も幅広く手掛ける。



きくち ひろゆき
菊地 浩之

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kikuchi@nishimura.com

ソフトウェア開発会社勤務を経て、2003年弁護士登録、2009年カリフォルニア州弁護士登録。1995年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2008年ジョージワシントン大学ロースクール卒業(IP LL.M.)。2008年から2009年までロープスアンドグレイ法律事務所(ニューヨークオフィス)にて研修。IT 関連(インターネットにおける新規ビジネス、システム開発案件等)、個人情報保護法制、各種知的財産権に関するライセンス、知的財産権等の譲渡、M&A 取引を中心に取り扱う。個人情報に関しては、国内外のクライアントに国をまたぐ個人情報の移転等を中心にアドバイスを継続的に提供。第一種情報処理技術者。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.suga@nishimura.com

2009年弁護士登録。2016年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年より2018年までウィルマーヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネススタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@nishimura.com URL: <https://www.nishimura.com>